平成２７年（フ）第５３３号
仙台市太白区茂庭字向根47番地の１
債務者　佐藤　記正
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目27番21号　留ケ谷第５ハイツ202号
債務者　安達　　勇
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
仙台市若林区古城１丁目５番５－503号
債務者　藤谷　憲史
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
茨城県笠間市長兎路740番地２
債務者　赤津美代子
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４１号
茨城県ひたちなか市大字高場2013番地７
債務者　小室　光男
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２５１号
茨城県桜川市青柳160番地１
債務者　仁平　明子
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７５号
茨城県水戸市双葉台２丁目２番地の１
債務者　市毛　京子
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５号
山梨県甲斐市西八幡4280番地１　ホープルタウニー２－202
債務者　中込　正雄
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
長野市西和田１丁目19番７号
債務者　大塚　真里（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市西中島76番地３　Ｌａｎｄ’ｓ301
債務者　西影　佳美（旧姓三宅）
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８５号
兵庫県姫路市余部区上余部246番地４　第２喜楽荘202号
債務者　小嶋　知行
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８８号
兵庫県高砂市高砂町松波町440番地の25市営松波住宅２－202号
債務者　井本　　孝
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１７号
兵庫県姫路市東山1351番地４
債務者　岸田　健一
１　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５２０号
広島市安佐南区大町東３丁目25番26－201号
債務者　Ｈ＆ＰクリエイトことＨＱクリエイトこと　宮本　規生
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
山口県萩市大字土原141番地　ヴェルジェ土原202号
債務者　柳井　直美
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第２３号
山口県長門市西深川3869番地１　田屋床市営住宅Ｃ棟　203、前住所山口県長門市西深川3277番地１　高木ビル202号
債務者　高山　一恵
１　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
山口地方裁判所萩支部